

暮 ら し の 情 報

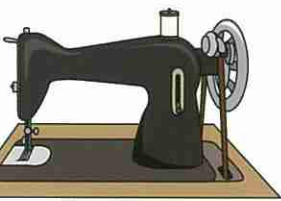


目次

- P1 皆さん、不用品情報交換ってご存知ですか？
- P2,3 知って安心！不動産取引
- P4 「第46回市原市消費生活展」開催します！

皆さん、不用品情報交換ってご存知ですか？

消費生活センターでは、皆様のご家庭で使わなくなった家具・電気器具・子供用品などの不用品を、無料で「あげます」「ください」と思っている方のために、不用品情報交換のお手伝いをしています。情報は市ホームページに掲載。奇数月15日号の広報いちはらへの掲載も予定しています。ぜひご活用下さい。



【注意点】

故障品はお申込できません。「あげます」へお申込いただく際は、事前にご確認下さい。貴金属類・化粧品類・動植物・薬品類・テレビ・オートバイなど、取扱できないものもございます。ご了承ください。

【申込方法】

消費生活センターへあげる物またはほしい物と氏名・電話番号・住所をお伝えください。お伝えいただいた情報を元に、お品物について情報を掲載いたします。不用品情報の登録期間は3カ月間です。



【受取・受渡方法】

情報をご覧になってお問合せいただいた方に、申込者のご連絡先をお伝えし、問合せ者から申込者へ直接ご連絡していただきます。交渉いただき、成立したら、お申込いただいた情報の掲載を削除いたします。
(交渉の結果を問合せ者から消費生活センターへご報告いただきます)



知って安心！不動産取引 ～勧誘トラブルに遭わないために～

2020年の東京オリンピック開催決定をうけて、不動産市場は活発な動きを見せています。自宅として、投資目的として、いずれにしても不動産購入は、庶民にとっては大きな買い物。一生に何度もあることではなく、知識や経験も少ないのが通常です。法令順守をする不動産業者が多い一方で、事例のように行き過ぎた勧誘行為を行う不動産業者も見受けられるので、注意が必要です。



相談事例1



夕方、突然自宅アパートへ訪問を受け「投資用の不動産についてご提案をしたい。」と会社名も名乗らず話を始めた。玄関先で対応していたが、氏名や勤務先など個人情報を質問してくるため、仕方なく室内に入ると「ローンを上回る収益が上がるので、絶対に儲かる。」と、何らかの計算式を示しながら説明をしてきた。「買う予定はないので、帰ってほしい。」と何度も断ったが、一方的に話しを続け、深夜にまで及んでしまった。帰ってほしい一心で、次回会う約束をしてしまったが断りたい。

⇒勧誘に際して、禁止されている行為があります。

相談事例2

休日、自宅アパートに不動産会社の営業員らしき人が訪問してきた。賃貸のままよりも持ち家を検討したほうが経済的などと説明されたが、何度も「買う気はない。」と断った。すると、「なぜ買わないのか」「なぜきちんと話を聞かないのか。失礼だ。」ときつい口調で返され、断りきれず、営業員とともに土地を見に行き、根負けして「買う。」と言ってしまった。何らかの書類に氏名、住所、勤務先などの個人情報を記入し、物件を押さえるためという名目で5万円を払ったが、契約する意思はない。



⇒この場合の5万円は「預り金」に当たり、申込の撤回があった場合は、受領している預り金の返還を求めることができます。

業として不動産取引（宅地建物取引）を行うためには、宅地建物取引業法を遵守する必要があります。勧誘する際に禁止されている行為については、次のページでご紹介します。

勧誘を受ける前に・・・

その不動産業者（以下：宅地建物取引業者）は、正規の業者ですか？

不動産取引（宅地建物取引）業をするためには免許が必要です！

必ず、免許番号を確認しましょう。

- ①国土交通大臣免許・・・2つ以上の都道府県に事務所を置いて営業する場合
- ②都道府県知事免許・・・1つの都道府県のみで事務所を置いて営業する場合

表示例：国土交通大臣（1）第1234号、千葉県知事（1）第1234号

勧誘の際に禁止されている行為

次のような行為は、宅地建物取引業法で禁止されています。

- ・宅地建物取引業者の名称・勧誘者の氏名・勧誘の目的を告げないまま、勧誘を行うこと
- ・「必ず儲かるからローンをまかなえる」と、利益が上がるのが確実と思わせるような説明をすること
- ・詰問するような強い口調や、脅迫めいた言動で契約を結ばせようとする事
- ・契約するかどうか検討するための十分な時間を与えないこと
- ・「契約をしない」「勧誘を受けたくない」と断りの意思を示しているにもかかわらず、勧誘を続けること
- ・深夜などの迷惑を覚えさせるような時間に、電話や訪問で勧誘をすること
- ・長時間の勧誘など、生活の平穩を乱し、困らせること
- ・申込を撤回された場合に、すでに受領している「預り金」の返金を拒むこと
- ・「手付金を貸付ける」「手付金を分割や後払いでもよい」と持ちかけ、契約させようとする事 など

訪問や電話でこのような勧誘を受けた場合は、勧誘してきた日時・会社名・会社所在地・免許証番号・担当者名とともに、具体的なやり取りなどを記録し、免許行政庁に情報提供しましょう。



話を聞くだけなら・・・と、軽い気持ちで考えず、購入・契約の意思がなければキッパリと断りましょう！突然の訪問を受けて契約した場合は、契約を解除できる場合があります。お早めに消費生活センターにご相談ください。

第46回市原市消費生活展を開催します!

～つなげよう 安全で豊かな地域社会～

市内の消費者団体や企業などが、消費生活に係る日頃の取組みを展示や実演などで紹介します。食品の知識や古着のリフォームなど幅広く、楽しく学べる場になっています。

<日 時> 12月3日(土)・4日(日)
午前10:00 ~ 午後3:00

<会 場> 五井会館4階大ホール 1階ロビー



昨年の様子 (TTECビル 夢ホール)



→ : 一方通行

※同日、会場周辺では五井大市開催により、
交通規制が実施される予定です。ご来場の際には、
公共交通機関のご利用をおすすめいたします。

来場者の方へのプレゼントや、
景品があるブースもございます。
ぜひ皆さん、足を運んでみてください!

<出展内容>

展示コーナー

- ・これからの食生活と健康寿命
- ・くらしの安全確保、あれこれ
- ・地球にやさしいエコ など

手づくりコーナー

- ・古布、古紙を使った小物づくり
- ・ブローチづくり など

実演コーナー

- ・健口体操
- ・リフォームファッションショー
- ・防災グッズの作り方 など

「いちほら暮らしの情報」の発行時期について、変更させていただくこととなりました。

次号は「2017春号」を発行いたします。

市原市消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
http://www.city.ichihara.chiba.jp/
kurashi/syouhi_simin/index.html

消費生活相談専用電話*

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00~12:00・13:00~15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。